

我が国国際収支の抜本的改訂について

田 中 和 子

はじめに

大蔵省では、1993 年秋の IMF 国際収支マニュアルの改訂に歩調をあわせ、かつ外為審議会の専門部会の下に検討委員会を設けて我が国の国際収支統計の改訂作業を進めてきたが、このほど、抜本的改訂案が固まり、1996 年初を目処に新しい統計に移行することとなった。本稿では IMF の国際収支マニュアル改訂の経緯と我が国統計改訂の背景及び内容を概略することとしたい。

1. 我が国の国際収支統計の歴史と今回の改訂の背景

今回の我が国の国際収支統計の改訂は、1966 年 4 月の月次 IMF 統計への移行以来の大幅な改訂である。そもそも戦後の我が国の国際収支統計は、1946 年～49 年分について IMF スタッフが GHQ の提供した資料に基づいて作成したものが最初である。その後 1950 年 5 月の外資法の制定により国際収支作成事務は日本銀行に委任され、IMF 加盟前であったものの IMF からの依頼により 50、51 年分から大蔵省・日本銀行の手で IMF 方式の国際収支統計が作成されることとなった。ただし、IMF 方式の国際収支統計は、対外取引を総合的にとらえたものであるものの、半年及び年間統計のみの発表（1960 年からは四半期別にも発表）であったため、むしろ為替の全面集中管理制度の下で 1949 年 11 月から作成されていた為替銀行を通じた取引の記録である月次外国為替統計の方が速報性の観点から広く利用される状況が続いていた。その後、我が国の戦後のめざましい経済成長と対外交流の活発化を背景に為替管理の自由化が進展し、延べ払い輸出等外国為替統計では捉えられない取引が増えたことから、国内経済との繋がりの深い IMF 統計の速報化への需要が高まり、1966 年 4 月に月次 IMF 統計の導入となったのであった。

その後、我が国の国際収支統計は、時々の IMF マニュアルに準じた形で小幅な改訂を伴いつつも基本的には 1966 年の IMF 方式移行時の計上方法、発表形式を維持してきた。しかし、我が国の国際収支統計は主に為替管理の要請に基づく送金の報告を中心に作成されているため、再投資収益（直接投資企業の内部留保益で、再投資されたと見做される）などの全く資金の移動を伴わない取引は非計上となっていた。また、近年資本取引が活発化し長期債を短期に売買するケースが増えたり、新しい金融取引が増えるなどの変化を背景に、92 年 6 月の外国為替等審議会報告において、「国際金融取引の複雑化に伴い、現行の国際収支統計が経済実態を必ずしも的確に反映しなくなっている面があると思われる」との問題提起が行われるとともに、「我が国でも、各国の例や IMF における検討状況を十分に考慮に入れつつ、例えば長期と短期の資本収支の区分や金融勘定の取扱い等、資本取引の表示方法を中心に国際収支統計全般につき検討を進めることが適切である」との提言が行われた。さらに 93 年 6 月の報告においても、「新しいマニュアルに沿った形で統計の形式、内容、作成のための情報収集の方法等について全般的に見直しを行う必要がある。その際には、国際金融・資本取引の実態に即した形で、長短資本収支の区分、総合収支・金融勘定の区分等についても併せて見直すことが必要である」との指摘が行われ、「このような見直しに当たっては、国際収支統計の重要性に鑑み、統計の的確さ及び国際的な整合性に最大限に配慮しつつ、我が国の実状に応じた国際収支統計作成の体制が整うよう、専門家による十分な検討が行われるべきである」との提言が行われた。

我が国の国際収支改訂への取組は、IMF マニュアルの第 5 版公表を契機に本格化した。まず、93 年 10 月の外国為替等審議会において、国際金融取引における諸問題に関する専門部会の下に学識経験者及び銀行、証券、生保、商社、メーカー等の各業界の代表からなる小委員会を設置することが決定された。当小委員会では、6 回にわたってマニュアルの変更内容と我が国の統計の現状及び問題点について、IMF マニュアル第 5 版の項目に従い、詳細に検討が行われ、その結果は小委員会報告として 94 年 6 月の外国為替等審議会の報告に盛り込まれた。

小委員会報告では、国際収支統計が経済政策の策定に際して参考とされる重要な統計の一つであることや、国際社会における我が国の地位に鑑み、国際収支統計の精度や他国統計との比較性の向上を図り、内外の統計利用者の利便に資することは我が国にとって重要な責務である、との基本的な考え方が示され、「国際収支統計が国際経済取引の実態を的確に反映するように現行統計を抜本的に改訂することが必要である」との指摘が行われた。また、こ

の統計改訂に当たっては、「新しい IMF マニュアルに可能な限り準拠しつつ、統計精度や各国統計との比較可能性の向上を持って国際的調和を図る、現行統計との継続性や統計の分かりやすさ等に留意し、統計利用者の利便性に資することを心掛ける、効率的な統計作成体制の確立に努め、可能なものについては報告の簡素化を行うなど報告者の負担に配慮する、といった3点を基本方針として作業を進めるべきである」とされた。

2. IMF 国際収支マニュアルの改訂の背景と内容

ここで、我が国の国際収支統計改訂の契機ともなった、IMF の国際収支マニュアルの改訂の背景と内容をもう少し詳しく述べることにする。

(1) 改訂の背景

IMF は、IMF 協定第 8 条 5 項に基づく情報提供の義務の一つとして、加盟国に対し国際収支統計に関する報告を求めており、この報告を基に毎年国際収支年報 (Balance of Payments Statistics Yearbook) を公表している。IMF 国際収支マニュアルは IMF の要請に基づき各国が国際収支統計を作成する際、国際比較を可能とするための世界的統一基準・定義を示すとともに、IMF への報告のためのガイドラインを提示したものである。このマニュアルは 1948 年に第 1 版 (総括表と明細表により記入方法を指導) が出され、その後 1950 年 (第 2 版: 簡略表の導入、明細表の若干の修正等)、1961 年 (第 3 版: 定義の明確化と理論的説明の追加、資本勘定の部門別区分の拡充等) と累次改訂が行われてきたが、前回 1977 年に第 4 版 (標準構成項目の特定、資本勘定の組替え等) が出されて以来、変更されていなかった。

しかし、70 年代後半から 80 年代にかけて世界の金融・資本取引は第 4 版で想定されていたものから大きく変化した。すなわち、コンピューターや通信技術の発達等を背景として金融市場の自由化、グローバル化が進むとともに、スワップ、オプションといった新金融商品の発達や、債務危機を契機とする債務救済の新しい展開がみられた。さらに、国際的なサービス貿易の取引量も飛躍的に拡大した。これらの結果、従来の方法では十分に対応しきれない新しい取引の把握や分類の問題が生じてきたため、抜本的なマニュアルの改訂の必要性が指摘されるようになった。

たとえば、世界の経常収支は、支払側と受取側で正確に取引が記録されていれば、時間的な差を別とすれば本来その合計は同じとなり、その収支はゼロとなるはずである。しかし、世界の経常収支の合計額は特に 80 年代に入って 1,000 億ドルを超える赤字となるなど不突合が拡大し、統計的にも無視できない状況となった。このため 84 年に IMF では各国の統計専門家等からなる「世界の経常収支における統計上の不突合に関する作業部会」を設置し、不突合の原因の解明を試みた。同作業部会は 87 年に報告書を発表し、特に投資収益、運輸収支、公的移転等でのデータ収集に問題があるとし、各国の計数把握・推計方法の改善を求めるとともに、1997 年版国際収支マニュアルを現実に合うよう改訂すべきであると勧告した。

これに続いて IMF では、資本取引の面での統計上の不突合の問題が採り上げられ、この原因解明のため 90 年に「国際資本フローに関する作業部会」が設置された。同作業部会は 92 年の最終報告において、資本フローの不突合の原因は各国の統計作成が IMF マニュアルのガイドラインに沿って行われていないこと、特に証券投資において各国の統計システムが国際資本取引の発展に対応できなくなりデータのカバレッジが低下していること等によるものであるとし、これらの問題点を改善するため、各国は IMF マニュアルに従って国際収支統計を作成すべきであると勧告した。同時に IMF に対しては経済・金融環境の変化に適応するべく随時マニュアルを改訂することが勧告された。

こうした両作業部会での勧告に加え、国際連合においても SNA (国民経済計算体系) について改訂が検討され始め、さらに GATT (関税貿易一般協定) 等においてサービス貿易問題が採り上げられるようになったこともあり、IMF 統計局はこうした動きと連携しつつ、90 年から本格的なマニュアル改訂の作業に取りかかり、各国の国際収支統計作成者や国際機関の専門家等の意見も採り入れて、1993 年 9 月の IMF 総会の機に IMF 国際収支マニュアル第 5 版を公表するに至った。

(2) 改訂の概要

今回のマニュアル改訂の主要なポイントは、可能な限り国際収支統計と SNA 及び IMF の通貨・銀行・財政統計との整合性が図られたことと、新金融商品の発達など新たな国際経済・金融状況が統計に取り込まれたことが挙

げられる。これに伴いマニュアル第 5 版では第 4 版と比べ次のような点が変更された。

() SNA の対外勘定との定義基準の統一

国際収支及び対外資産負債残高統計と SNA 統計との間で居住者の定義、評価方法、計上時期、再投資収益の取扱等の定義・基準が統一化され、可能な限り構成の調和が図られた。

() 国際収支統計の枠組みの拡大

国際収支統計の対象がフロー統計だけでなく、対外資産負債残高統計（国際投資ポジション）にまで拡大された。

国際収支統計は、「一定期間における一経済圏とそれ以外の全世界との間の経済取引を体系的に要約した統計表」と定義されており、これまでと同様、居住者と非居住者との取引を、取引者の合意した市場価格評価により、発生時点、所有権の移転時点で、複式簿記の原則により貸記・借記計上する、という基本原則に基づいて作成される。すなわち、国際収支統計の複式計上では、一国の資産の減少、負債の増加（すなわち資源等が出ていきお金が入ってくる取引等）となる取引は貸記され、資産の増加、負債の減少（資源等が入ってきてお金が出ていく取引）となる取引は借記される。例えば、商品が輸出されると貸記され、代金の受取は資産の増加なので借記される。対価を伴わない取引は「移転」の項目に当該取引と反対に対応計上される（援助物質が出ていく場合は輸出と移転の借記）。なお、国際収支統計では、通常の商業簿記とは逆に、貸記が左側に、借記が右側にそれぞれ配列されているが、これは国際収支が SNA の対外勘定を構成しており、海外からみた形となるためである。

一方、国際投資ポジションは、「年末など特定日におけるある経済圏（国）の自国以外の全世界に対する金融資産と負債残高の価額及びその内容を表した統計表」（第 2 章）と定義され、国際収支の資本勘定（今回の改訂で財務勘定と呼び名が変更された）が対外金融資産・負債のフローを表すのに対し、国際投資ポジションはそのストックを当該時点の時価で表わしている。従って両者の構成は同じとなっているが、国際収支には取引による変化額のみが計上され、評価変動や SDR 配分など取引によらない変化は残高のみに反映されることとなっている。

() 標準構成項目の変更

上記の変更は具体的に次のような標準構成項目（統計を構成する項目として標準的に設けるべきもの）の変更として反映されている（図表 1 参照）。

経常勘定では、SNA との整合性を高めるため無償移転が経常移転（食料・医療品・衣服等の消費財に係る無償資金援助など）と資本移転（相手国の資本形成のための無償資金援助等）に区分され、資本移転は資本勘定に移された。また、「所得」が独立した項目として明確に区別され、「所得」には雇用者所得と投資所得が計上されることとなった。なお、旧マニュアル（第 4 版）では雇用者所得（労働所得）は「その他サービス」に、投資所得は「投資収益」に計上され、これらはともに「財貨・サービス・収益」という大項目に含まれていた。

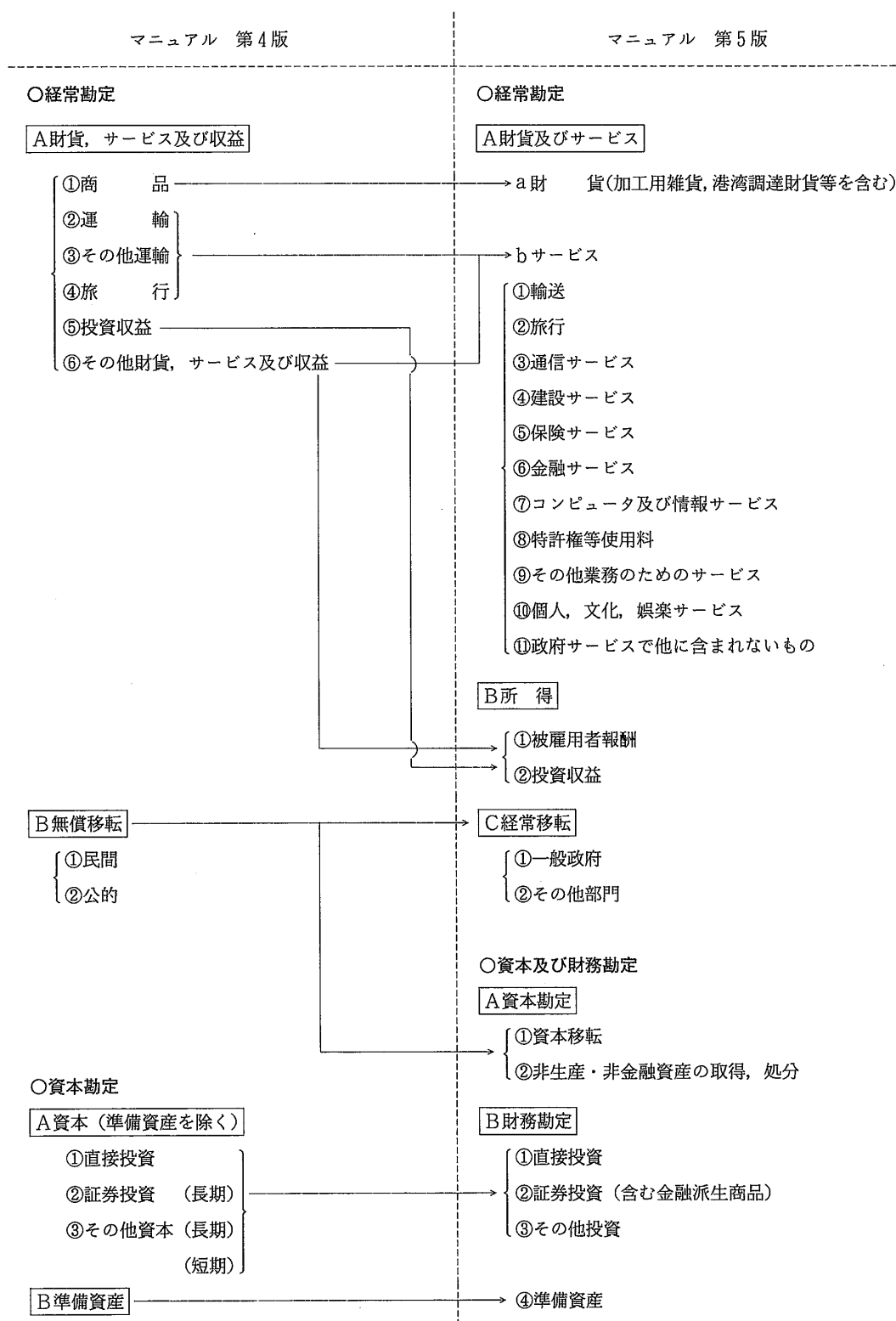
GATT 等におけるサービス貿易への関心の高まりからサービスの分類が第 4 版の 5 項目分類から 11 項目分類へとより細分化された。

これまでの「資本勘定」は「資本及び財務勘定」に再構築され、新しい「資本勘定」には資本移転と非生産・非金融資産の取得／処分が計上される。また、これまでの資本及び準備資産の取引は「財務勘定」に統合されるとともに、これまでの長期、短期を中心とした分類から、まず直接投資、証券投資、その他投資の取引形態別に分類され、その中で資産・負債の区分が行われる。さらに、証券投資での商品別細分（株式、中長期債、及び金融市場商品・同派生商品）、証券投資及びその他投資での部門別区分（通貨当局、一般政府、銀行、その他）、その他投資での長短による区分などが重層的に取り入れられている。

() 地域別分類

地域別統計への関心の高まりを反映し、取引と資産負債残高の地域別分類についての概念的及び実務的な問題点が整理され、基本原則が本文中に記述されることとなった（第 4 版では補章中での記載に止まっていた）。

(図表 1) I M F 国際収支統計の報告形式の主な異動



3. 我が国の国際収支統計の主要改訂内容

第1章で述べた我が国の国際収支統計の改訂に当たっての基本方針（国際的調和，統計利用者の利便性，報告者負担，への配慮）のもとに，国際収支統計の見直しに関する小委員会の報告には次のような討議結果が盛り込まれている。これらについては，その後報告者の負担に配慮しつつ改訂の具体的内容が詰められ，報告の方向に沿った改訂が行われることとなった。

(1) 国内発表形式

前掲のように IMF マニュアルの標準構成項目表は，誤差脱漏を含めて貸記借記同額となる形であるが，我が国の現行方式では総合収支の項目を設け，総合収支が金融勘定に一致する構成となっている。新しい国内発表形式を定めるに当たっては，総合収支・金融勘定を廃止し標準構成項目に沿ったものとするものの，これまでの発表形式との継続性や利用者の利便にも配慮して，貿易収支，貿易外収支といった区分を今後とも残すこととなった。また，現行統計での資本収支は IMF マニュアルでは資本・財務勘定に改訂されるが，我が国統計では「資本」という用語が広く使われ定着していることから，これを資本収支として残すこととされた。

現行統計との対比では特に次の点が変更となる（図表2参照）。

経常収支の構成の変更

現行統計の移転収支を経常移転と資本移転に区分し，資本移転については経常収支から資本収支に分類替えする。従って経常収支は貿易収支，貿易外収支，経常移転の各項目から構成される。

貿易外収支の構成の変更

貿易外収支はサービス収支と所得収支に大別し，さらにサービス取引の重要性の増大等に配慮してサービス取引は現行の4項目から11項目に細分化する。なお，一国全体での産業のモノとサービスの対外活動（GDPの外需に相当）を的確にかつ包括的に把握するため，貿易収支で示される財の貿易と貿易外収支のうちのサービスの貿易をあわせて「財・サービス収支」という項目も示す予定である。

長短資本収支の廃止

資本収支については，現行方式では発行時の満期期間が1年超の証券にかかる取引はすべて「長期」資本収支として取り扱っている。しかし，長期資本収支の中には，実際には1年以下の短期的な売買が相当量含まれており，これをあえて長期資本として区分する意義が薄れていることから，長期資本収支と短期資本収支の区分を廃止することとした。これに伴い「経常収支＋長期資本収支」をもって一国の基調的な資金の流れを表すとする基礎収支の概念も廃止する。新統計では，資本収支は取引の形態別に分類し，金融資産の「投資収支」（マニュアルでは財務勘定）と資本移転と非生産・非金融資産の取引からなる「その他資本収支」に大別する。さらに，投資収支については，取引対象の期間別分類も引続き有用であることから，各取引の内訳としては長期，短期の区分（中長期債と短期債等）も行うこととする。

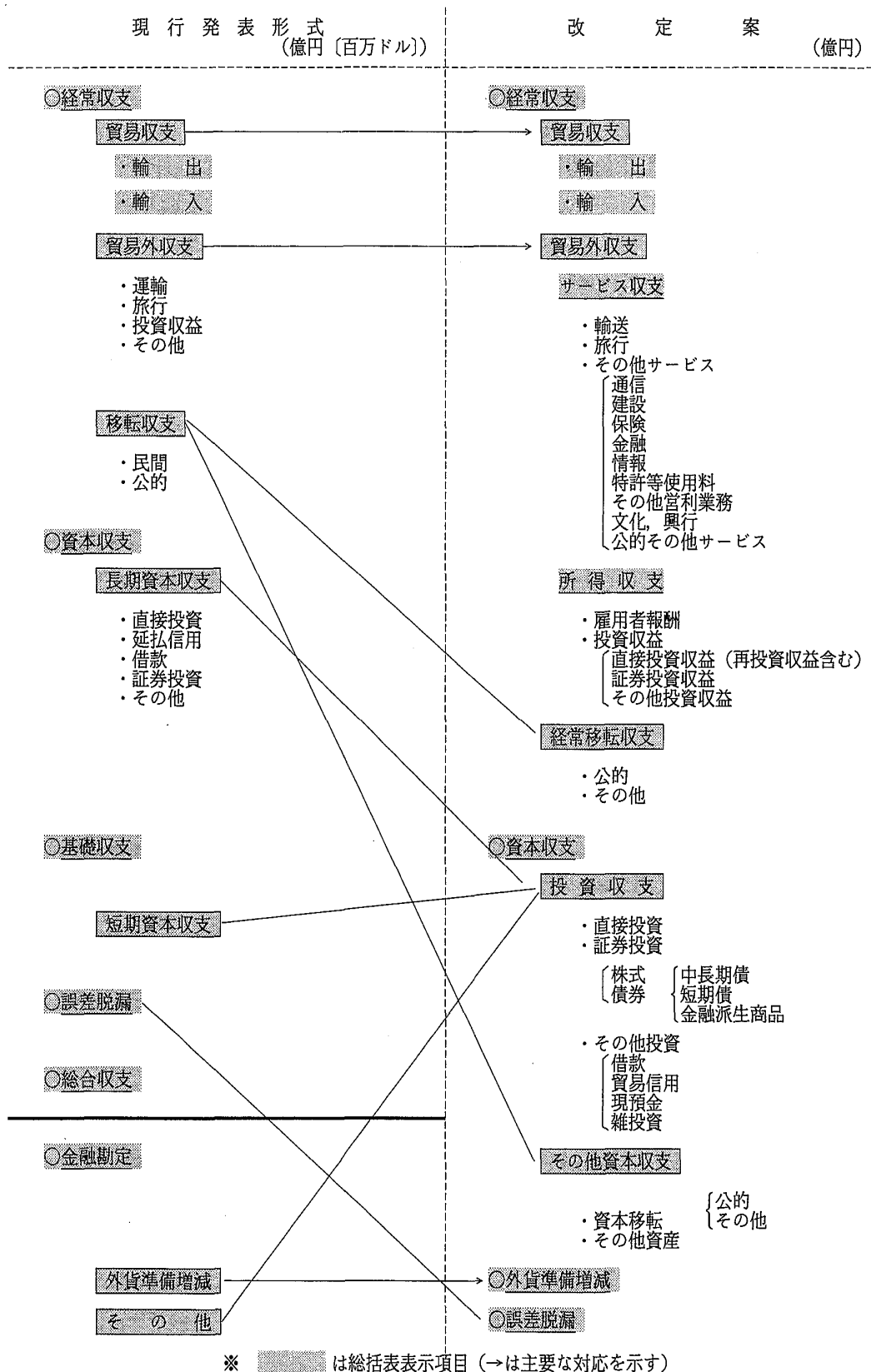
総合収支及び金融勘定の廃止

これまで我が国の国際収支統計では取引の自律性の概念を基に，経常収支及び金融勘定の項目を設けてきた。すなわち，経常取引や資本取引は自律的に行われた対外取引であるとの考えから，その結果を示す収支として総合収支を位置づけ，金融勘定はこれをファイナンスするために行われる為銀部門の収支と外資準備の増減等の公的取引を表すための項目であるとしてきた。しかし，最近では，金融勘定に含まれる外国為替銀行の取引にもディーリングなど自律的な取引が増えており，実態として総合収支と金融勘定を区分する意義は殆ど失われていると考えられるため，この区分を廃止し，外国為替公認銀行の取引も自律的な主体の取引として扱い資本収支のそれぞれの形態別に計上することとした。

(2) 表示通貨の円建化

現在，国内での国際収支統計の発表は，主要項目については円建てとドル建ての双方で行っているが，内訳についてはドル建て計数のみ公表している。これは戦後の国際収支統計が外貨管理と密接に結びついていたことや，実態的にもドル建ての取引が大宗を占めていたこと等が反映していると考えられる。しかしながら，主要国では国際収支統計を自国通貨建てで作成・発表していること，我が国の対外取引における円建て取引の比率が高まってきたこと，円建ての統計である SNA 統計との整合性確保の意味でも円建てが適切であることから，我が国でも円建てを基本として新統計を作成し，国内発表についても円建てを公式のものとするものとした。

(図表2) 我が国の国際収支統計の現行発表形式と改正案



(3) 報告体系における為替換算レートの実勢化

我が国の国際収支統計における各国通貨建て取引からの為替換算レートは、貿易収支については大蔵省令に定める「通関レート」（2週間前の平均為替相場）を用いた通関統計を基礎としているため、実勢に近い為替相場での換算が行われているが、その他の国際収支項目の作成に使用する報告については、半年毎に決定される直前6カ月の平均相場である「報告省令レート」を主に使用している。

一方、IMF マニュアルでは、為替換算レートについて取引実行時の実勢為替相場で換算することを基本とし、これが得られない場合には適用しうる最短期間の平均為替相場を使用することを要請している。

今回の改訂において、我が国でも統計精度の向上の観点から為替換算レートをなるべく実勢化することとした。この点、取引実行時の実勢為替相場で全ての報告を求めることが最も望ましいが、報告者の負担等を勘案してこれは現時点では困難であるため、報告省令レートを毎月見直す方法を採用することとした。

(4) 再投資収益の把握

再投資収益とは、直接投資企業の収益のうち配分されずに残されている内部留保額を指す。IMF マニュアルでは、直接投資企業の内部留保額部分は投資収益として直接投資家により一旦回収された後、直接投資企業に再度投資されたものとみなされ、投資収益と直接投資の両方に同時計上することとなっている。一方、前述のとおり、現行の我が国の国際収支統計作成の際には、基本的に資金が内外で移動した際に報告を求める体系となっているため、実際の資本のフローを伴わない再投資収益については現在統計に計上されていない。しかし、他の主要国では国際収支に再投資収益を計上しており、各国統計との比較性の向上を図るため、今回の改訂に伴い我が国でも対外直接投資企業の対内直接投資先から新たに計数の報告を求めることとした。

(5) 証券投資の計上方法の変更

IMF マニュアルでは、対外金融資産・負債の分類は、表示通貨によるのではなく、居住者の非居住者に対する債権、債務の区分によるとされている。さらに、各証券取引は資産及び負債の分類毎にネットの増減額を計上することとなっている。例えば、日本の居住者が外国政府の発行した証券を購入した場合には、証券投資に係る我が国の資産の増加として国際収支統計に計上し、日本の居住者たる企業が発行した証券を非居住者が購入した場合には、証券投資に係る我が国の負債の増加として計上する。また、日本企業の発行した証券を外国から買い戻した場合には、証券投資に係る我が国の負債の減少として国際収支に計上することとなる。

一方、我が国の現行統計では、非居住者との証券売買の報告が外貨証券（外貨建て又は外国で支払いの行われる証券）と円払証券（国内で円で支払いの行われる証券）の区別により行われ、前者を我が国の資産に関する取引、後者を我が国の負債に関する取引として計上している。この点、居住者発行外債は、発行時は負債の増加に計上しているが、外貨証券である同債券を居住者が購入した場合には、外貨証券の報告書を基に統計を作成するため、我が国の負債の減少でなく資産の増加として計上され、結果として資産・負債に両建てで計上する形となっている。同様に非居住者発行国内債（いわゆるサムライ債など）を非居住者が購入した場合も両建て計上が発生している。今回の統計改訂により、こうした両建て計上の問題についても居住者・非居住者間の債権・債務関係を正しく捉えられるよう報告様式を改善する。

(6) 利子所得計上時の発生主義の採用

利子所得を国際収支に計上する場合、IMF マニュアルでは、取引計上の原則として発生主義を採用し、取引は発生時に計上すべきであるとしており、未払いの利子所得についても所得収支に計上すると同時に、未払いに伴う請求権の増加として資本収支に対応計上するとの取扱を要請している。

一方、我が国の現行統計では投資所得は、現実に利子としての受払が発生したもののみ計上しており、ゼロクーポン債の利子相当部分についても満期時等にキャピタルゲイン・ロスと併せて資本収支に計上している。この点、今後は長期のゼロクーポン債については新規報告を求め、キャピタルゲイン・ロス部分とは別個に利子所得を推計の上、発生主義の原則に従って経常収支に計上することとした。

(7) 金融取引項目の拡充

金融取引項目については、セキュリティゼーションや金融技術の革新等を背景に現行統計では十分把握されていない取引が増えており、誤差脱漏や各国間の統計の不突合発生の原因の一つとなっている。このため、今回の統計改訂で国際収支統計の証券投資に金融派生商品の項目を設けるとともに、スワップ、オプション、ワラント等についての報告体制を整備し、これらの取引のオンバランス部分を中心に統計に計上することとした。

(8) 部門別分類

部門別分類については、我が国の実情や報告者の負担等に配慮して、証券投資とその他投資について、居住者側の取引者の属する部門に応じて、公的部門、銀行部門、その他部門の3部門に分類することとした。なお、ここで公的部門とは、中央・地方政府のほかに通貨当局、公的金融法人が含まれる。

(9) 地域別統計

地域別統計については、経常収支に加えて資本収支についても新様式でこれを作成し、国・地域の数についても現在の9か国5地域から30か国8地域に大幅に拡充する。

(10) 残高統計

我が国の従来の対外資産負債残高統計は、多くの部分がフロー・データの積み上げにより作成されているが、市況変動、為替相場変動に伴う残高の増減をより正確に把握する観点から、既存の報告体系を見直す中で期末残高の報告をベースに残高統計を作成することを基本的とすることとした。

4. 新統計の各構成項目の内容

我が国の新しい国際収支統計の各構成項目の具体的な内容を解説すると以下のとおりである（図表2参照）。

・ 経常収支

(1) 貿易収支

貿易収支については、輸出及び輸入に計上される取引の範囲が拡大され、これまでの一般商品の輸出入に加えて、加工のため輸出入された財貨、船や航空機等の動産に対する修理費（建設物の修理、コンピュータの修理、港湾等における輸送設備の保守は除かれる）及び港湾で非居住者輸送手段が調達した燃料、食料、備品等の財貨に係る取引を計上する。また、金貯蓄口座等に係る投資用金（関税を通過しないもの）については、モノの取引より資本の取引である性格が強いことから、今後は資本収支中の「投資収支・その他投資」に計上する。なお、輸出入はこれまで通り輸出経済圏の関税境界でのFOB価額で計上する。

(2) 貿易外収支

貿易外収支はこれまで運輸、旅行、投資収益、その他の4項目に分類していたが、今後はサービス取引に関する「サービス収支」と生産要素（労働力及び資本）が稼得する所得の収支である「所得収支」の2つに大別する。

サービス収支

() 輸送

「輸送」には現行統計の「運輸」に含まれている取引の大部分が引き続き計上されるが、今後貨物保険は新たに設けられる「その他サービス・保険」に含めることとした。貨物運賃の算定に当たっては運賃は輸入経済圏側が負担するという原則を引き続き適用している。

() 旅行

「旅行」に計上される取引は現在の範囲とほぼ同一であり、主として旅行者が居住国以外の経済圏において1年未満の訪問期間中に当該経済圏から取得するサービスや一部の財貨（宿泊、飲食物、娯楽、土産品、訪問先での交通等のための支出）を計上する。なお留学生や医療患者については滞在期間が1年以上であっても旅行に計上する。

() その他サービス

現行統計では「その他」項目に一括しているその他のサービス取引については、サービス取引の多様化に伴い通信、金融サービスをはじめとする個別取引情報の重要性が高まっていることを映じて、次のようにより細かい項目に区分することとした。

(a) 「通信」には電話、電信、ファクシミリ、放送、衛星等による情報伝達のための遠隔通信と、国有の郵便機関その他の郵便業者による手紙、新聞、印刷物、小包等の郵便・クーリエサービスを計上する。

(b) 「建設」には他の経済圏で行う通常短期の建設・据え付け工事の代金等を計上する。企業の海外子会社や一定の現地事務所が行う建設工事は直接投資先経済圏の生産の一部となるため除外する。工事用の輸入財貨

は建設サービスに含め、現地備品等に対する支出は「その他業務サービス」に計上する。

- (c) 「保険」には貨物保険、生命保険、損害保険、再保険等各種の保険サービス料、代理店手数料を計上する。
なお、損害保険については保険料総額から保険サービス料を控除した金額及び支払い保険金は「経常移転」に、また、生命保険については保険料から保険サービス料を控除した金額及び支払保険金は「投資収支」に計上する。
- (d) 「金融」には信用状、銀行引受手形、外国為替取引等に伴う金融仲介及び付随的サービスの手数料と各種証券取引に係る口銭・手数料、資産管理、カスタディサービス等に伴う手数料等を計上する。
- (e) 「情報」には、データベースの開発・保管・オンライン情報やその他データ処理、ハードウェアのコンサルタント、設計開発等のソフトウェアの提供などのコンピューター・データサービス、メディアに対するニュース、写真、特集記事の提供等の通信社のサービス等を計上する。
- (f) 「特許権等使用料」には無形の非生産物非金融資産（特許権、著作権、商標等）の使用料及びライセンス契約に基づく原稿、フィルムなどの原本等の使用料を計上する。本項目は SNA では中間消費に係るサービスの生産に対する支払い等に分類されているため、所得でなくサービスに含められたものである。
- (g) 「その他営利業務」には、上記以外の多様な商業的サービス取引が含まれる。具体的には、仲介貿易・その他貿易関連サービス、オペレーショナルリース、その他業務・専門・技術サービス（法務・経理・経営コンサルティング、広告・市場調査、研究開発・実験、建築設計、農業・鉱業指導、翻訳・通訳等）が含まれることとなる。
- (h) 「文化・興行」には映画、音楽等の制作に係る手数料や報酬、配給権の使用料といった音響・映像等サービスと、演劇、音楽、スポーツ、美術展等の興行に係る報酬、興行権等に関する受払を計上する。
- (i) 「公的その他サービス」には、上記各項目に計上されない政府のサービス取引（国際機関の取引を含む）を計上する。ここには大使館、領事館、軍隊等とこれら諸機関が存在する経済圏の居住者及び他の経済圏との間で行うすべての取引（現地での事務用品等の調達、外交官及びその家族が行う個人的支出等、平和維持軍の提供に伴う取引等）も含める。

所得収支

所得には、非居住者（1 年未満の短期滞在者を含む）に支払われる「雇用者報酬」と対外金融資産負債に係る「投資所得」を計上する。

投資所得は、(a)直接投資収益、(b)証券投資収益（配当金及び利子所得）、(c)その他投資収益（借款、預金等の利子及び準備資産に係る受取を含む）に分類する。直接投資所得には新たに再投資収益が含まれる。

(3) 経常移転収支

現在の「移転収支」は、前述のように、相手国の経常支出になる「経常移転」と資本形成に貢献する「資本移転」に区分し、「経常移転」のみを経常収支に含める。経常移転には、政府・民間による食料・医療品・衣料等の消費財に係る無償資金援助のほか、国際機関への拠出金や所得税等の経常的諸税の受払等を含む。

・資本収支

(1) 投資収支

投資収支には、概ね現在の長期資本収支、短期資本収支、金融勘定の部分に当たる取引が含まれ、取引内容別に「直接投資」、「証券投資」、「その他資本収支」の3つに分類される。また、投資収支の取引はこれまでと同様に我が国の資産・負債別に大別して表示する。

直接投資

直接投資には株式取得等の当初の取引（株式資本）のみならず、直接投資家（親会社）と直接投資企業（子会社等）の間でその後発生する貸付、延払信用、債券投資等の全ての取引（企業間取引）を含むこととなる。但し、銀行・証券等の金融仲介業務を行う子会社については、株式資本に関連したもののみを直接投資に計上し、その他の企業間取引は証券投資やその他投資に計上する。

また、直接投資収益の項目で述べた再投資収益をもってする直接投資もここに対応計上（表示上は再投資収益）する。

証券投資

証券投資は、株式（持分権証券）と債券（負債性証券）に分けられ、さらに後者は中長期債（発行時の満期が1年超の債券）、短期債（発行時の満期が1年以下の債券及び金融市場商品）、金融派生商品の各項目に分類する。

金融派生商品には先物・オプション・通貨スワップの売買差損益やオプション・プレミアム、ワラントの取引額等を計上する。

さらに、証券投資の各項目は、資産面では国内の債権者（投資家）が属する部門別（公的部門、銀行部門、その他部門）の、また、負債面では国内の債務者が属する部門別（同）の区分も行う。

その他投資

その他投資は直接投資、証券投資、準備資産のカテゴリーに該当しないすべての金融取引を含み、形態別に、借款、貿易信用、現預金、雑投資に分類する。このうち、借款には、通常の貸付のほか、IMF クレジットの使用・借入、ファイナンシャルリースや現先取引を含める。また、雑投資には金貯蓄口座等に係る投資用金（税関を通過しないもの）や非金融国際機関への出資、各種仮受・仮払勘定などを計上する。

(2) その他資本収支

資本移転

資本移転には、(a)資本形成のための無償資金援助や相続税の支払等の固定資産の取得等に関連する資金の移転、(b)固定資産の所有権の移転、(c)債権者による債務免除等の取引を計上する。

非生産物非金融資産の取得／処分

本項目には大使館による土地の取得・処分や特許権、著作権等の無形非生産物資産の取引・区分を計上する。

5. 残された問題点

今回の改訂により、報告者負担に配慮しつつ、現時点で対応出来るかぎり IMF の新マニュアルに準拠した国際収支統計を整備することとなったが、時価評価での計上の問題、発生主義の徹底の問題などが残されており、これらについては今後とも我が国の会計制度の中で可能な限り対処していく必要がある。また、金融・サービスに係る取引を中心に内外の経済活動が活発な変化を続けている状況に鑑み、将来新規取引の発生等に対応できるよう、必要に応じて報告体系の機動的な整備・見直しを行うことが肝要であると考えられる。

（筆者は国際金融局調査課国際収支専門官）